

志摩市告示第132号

志摩市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示

志摩市未熟児養育医療給付実施要綱(平成25年志摩市告示第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

第7条中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第5号」に改める。

第12条第2項中「三重県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構三重審査委員会事務局」に改める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。